光市総合計画策定の前提(案)

政策企画部企画調整課

目 次

第	1	章	総合	計画:	策定	の起	国		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	章	計画	の特	長		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	改	革へ	の戦	略計	画																							
	2	再	生と	創造	への	転接	計	画																					
	3	共	創と	協働	への	始重	計	画																					
	4	環	境変	化に	柔軟	に対	协	で	₹ 8	5済	常化	,型	計i	画															
第	3	章	計画	の名	称と	構瓦	及	びţ	钥昆	1	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1	総	合計	画の	名称																								
	2			画の			間																						
				策定		景	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
				の概		• •	•	•	•	•	•	•	•	•													•	•	6
				民意		• •	•	•	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
	第			代の										本自	勺認	認識)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
				減少)到	来																	
				・協																									
				主権						全の.)強	化																	
				や景																									
				経済)安	定	確	保															
				情報				のラ	付瓦	<u>.</u>																			
				と安									_																
				の価 [′]					スク	71	()l	の	多?	様ſ	Ł														
	第	4 節		市の			往	力	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
				固有			. 41_					- -																	
		•	•	计数型																			_						
		•	,	人口洞										-	门口	以方	也彭	ġ0.)冉	編	斯	10)) 全!	一	()				
		`	,	也域経				2 ا	ょ	ර ි	都「	中中	3年	Ξ															
		`	,	す政権				+																					
		•	,	fたな		-	の種	マラス スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ スタイ																					
				性と			→																						
		•	,	まなさ						~	, -	- +	_																
		,	,	豊かな										. +	_														
		`	,	変し						ン.	/\:	У Г	- /4	ばま	5														
		•	,	子育て 人に優						±	z =	± <i>+</i>	-																
		`	,	くに修 fただ										`. .	<i>+</i> _ :	≠ +	_												
	学	`	,	ボこる																									24
					- 7 = I	ш (.,,	ıæıl	-77	•		-	-	- '		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 4

第1章 総合計画策定の趣旨

1 新市誕生

平成 16 年(2004 年) 10 月 4 日、歴史的・文化的・地理的に繋がりの深い、旧光市と旧 大和町は、長年にわたる住民の念願であった合併により、新市「光市」が誕生しました。

行財政改革や地方分権の受け皿づくりなどを旗印として、全国的に地方自治体の再編が進む「平成の大合併」の真っ只中での合併でしたが、「改革」をテーマに、全ての事業について一からの見直しを行い、市内外から模範的な合併として高い注目を集める中、新市建設計画に基づき、「光る個性 地域の和 人と自然にやさしい生活創造都市」の実現を目指したまちづくりに取り組んでまいりました。

2 時代の要請

一方、私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は激変し、三位一体改革をはじめ、これまで省庁や自治体が拠り所としてきた様々な仕組みや制度が崩壊するなど、新たな社会を創造するための試行錯誤が展開される激動の変革期を迎えております。

また、人口減少社会が現実のものとなり、かつての右肩上がりの成長の時代が終焉を 迎えた今日、市民の行政サービスへの関心やまちづくりへの参加意識が高まっており、 都市経営や行政サービスのあり方に対する大幅な発想の転換が求められております。

3 計画策定の必要性

こうした様々な環境の変化に対応していくためには、行政のみならず、市民の皆さんや NPOをはじめとする市民活動団体、さらには、地域の企業が、ともに相互の理解と信頼 関係を築き、協力・連携することにより、それぞれが責任を持って公的な役割を分担していく、「共創と協働のまちづくり」の実現が必要です。

このためには、まちづくりの理念やまちの将来像を明確にするとともに、達成すべき目標を市民の皆さんと共有することが重要です。

また、地方主権の理念のもと、自らが歩む強固な都市経営を実現するためには、徹底した行財政改革を推進するとともに、地域の資源や特色を活かしながら、優れた都市基盤の有効活用を図ることにより、まちの有位性を磨き、地域全体の再生を進めていくことが大切です。

こうした点を踏まえ、新市に相応しい、そして、新たな時代を見据えた共創・協働を機軸としたまちづくりを実現するための共通の指針として、総合計画を策定します。

この計画は、本市の最初の総合計画として、真の共創・協働による地域社会を築くとと もに、全ての市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを目指し、将来に向けた市の 政策を定め、本市の姿勢を市内外に示そうとするものです。

第2章 計画の特長

1 改革への戦略計画

合併に伴い、全ての事業を一から見直す中で、都市の枠組みの再編と併せて、市民 や職員の中にも、大きな改革への意識が芽生えており、戦略を持った改革が実行できる 絶好の機会が訪れています。

このため、「都市経営」の概念を導入するとともに、達成目標などを明らかにしていくことにより、改革実行のための戦略計画とします。

2 再生と創造への転換計画

厳しい社会経済情勢の中では、「既存ストック」や「地域の有位性」を活かした都市の再生を進め、「量から質」へと新たな価値を創造することが重要であり、従来の考え方や枠組みに囚われない大胆な発想転換を図ることが必要です。

このため、横断的な判断のもと、分野や組織を超えた施策の融合と連携を進めるとともに、地域の個性を磨き、有形・無形の資産を活用することにより、まちの再生を図り、新たな価値を創造するための転換計画とします。

3 共創と協働への始動計画

我が国の総人口が減少に転じることが現実のものとなり、かつての右肩上がりの成長の時代が終焉を迎えた今日、市民の皆さんの知恵と工夫をいかに生み出すかが重要であり、まちづくりへの想いの共有を図り、共創と協働への熱意を結集していくことが必要です。

このため、市民や事業者とのパートナーシップの構築により、はじめて各種事業の展開が可能であり、共創と協働社会の基盤づくりを行うべき時であるとの認識のもと、共創と協働によるまちづくりへの始動計画とします。

4 環境変化に柔軟に対応できる深化型計画

目指すべきまちの将来像や政策は、長期的な視野を持って設定しますが、施策や具体的な事業は環境の変化に応じて、柔軟かつ迅速に対応していくことが必要です。

このため、政策目標を達成するための手段となる具体的な施策や事業は、毎年度作成する「行動計画」の中で明らかにし、常に、より効果的な事業を展開します。

第3章 計画の名称と構成及び期間

1 総合計画の名称

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

また、基本計画を年次的に実施するため、短期の具体的事業計画として、行動計画を作成します。

それぞれの性格と目標年次及び期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、新しい時代の都市経営を行うにあたって、市民と行政がともに創る光市の将来像と、それを実現するための基本的な方向性を示すものです。

平成19年度(2007年度)を初年度として、平成28年度(2016年度)を目標年次とする10年計画とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を受けた最上位の計画として、将来像の実現に向けて、市民と行政とが取り組むべき施策の基本的な目標と方向性を体系的に明らかにするとともに、他の行政計画の柱となるものです。

今回の計画では、基本構想の10ヵ年のうち、前期基本計画として、平成19年度(200 7年度)から平成23年度(2011年度)を目標年次とする5年計画とします。

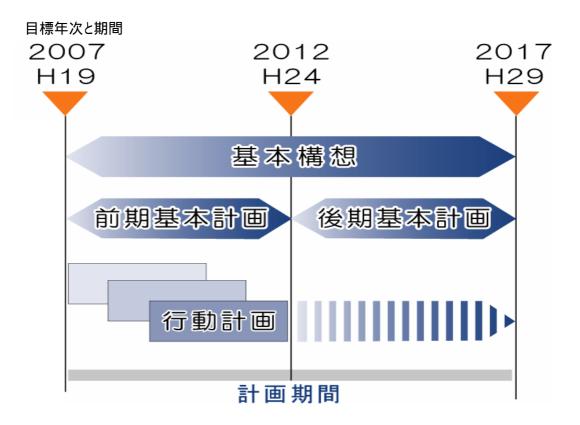
後期基本計画については、今後の諸情勢の変化や前期基本計画における施策の進 捗状況などを総合的に分析・点検していく中で定めることとします。

また、今後とも、社会経済情勢はもとより、国の制度や仕組みが大幅に変化することが 予測されることから、状況の変化に応じては、早期の見直しも含めて柔軟に対応してい きます。基本計画は、施策の方向性を示したものであり、計画に搭載する具体的な主要 事業については、実施時点における最善の手法を検討するなど、柔軟かつ能動的な対 応を図ります。

(3) 行動計画

行動計画は、基本計画で示した施策の基本的な方向に沿って、具体的な事業の内容を短期間の計画として示すものです。

計画期間は3年間とし、刻々と変化する社会情勢に即応するため、ローリング方式によって、毎年度、検証と見直しを行います。



第4章 計画策定の背景

第1節 市の概況

1 位置と地勢

光市は、山口県の東南部、周南工業地帯の東部に位置しており、市の東側に柳井市、田布施町、北側に周南市、周東町、西側では下松市に隣接しています。

市域の北西部を島田川、北東部を田布施川が貫流し、両河川を中心にまとまった平地が広がっています。両河川の上流部には良好な田園地域が広がるとともに、瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されています。

本市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、白砂青松の室積・ 虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園に、また、青々とし た森の石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園として指定を受けています。

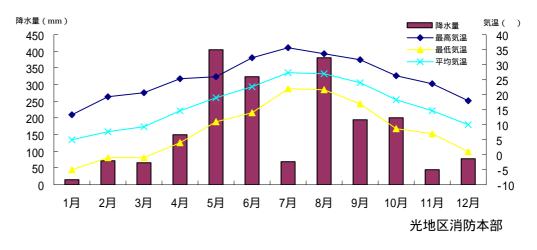
2 気候

平成 16 年の気象状況をみると、年間を通じた平均気温は、16.7 (最高 35.8 、 最低-4.9)、年間降水量は 2004 mmで、気候は温暖で暮らしやすい瀬戸内式気候で、 最適な住環境を備えた都市といえます。

年次	£ 5	え温 ()	; /:	显度 (%)	降雨	量 (mm,	/年)
+ 从	最高	最低	平均	最高	最低	平均	降雨日数	降雨量	月平均
平成13年	34	0	18.1	100	12	71.0	107	1411.5	117.6
平成14年	33	-3	15.9	100	16	75.7	100	1279.5	106.6
平成15年	33	-6	15.6	100	17	72.4	122	1635.5	136.3
平成16年	36	-5	16.7	96	11	67.4	109	2004.5	167.0
平成17年			•						

【平成 16 年の月別状況】

光地区消防本部



3 面積

東西方向は約 16km、南北方向は約 15km、総面積は約 92km²です。

4 人口動態

(1)人口の動向

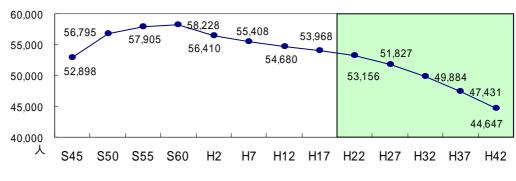
本市の総人口は、平成 17 年現在 53,968 人で、昭和 60 年の 58,228 人をピークと して減少傾向が続いています。

一方、我が国の総人口は、平成 17年の国勢調査(速報値)によると、1億2,776万人で、平成 12年に比べ 83万人の増加となったものの、戦後最低の増加率となるとともに、平成 16年の 1億2,778万人(人口動態統計速報値による暫定推計人口)を2万人下回り、我が国の人口は平成 16年をピークとして減少に転じたものと推測されています。

また、5年間に人口が増加したのは15都府県に留まっており、山口県では、平成12年に1,528千人であった人口が、平成17年には1,493千人と減少に転じるとともに、県内の市町村では、山口市と下松市及び田布施町を除き、減少しています。

光市の状況は、県内の都市部では増減率が 4 番目に高いものの、平成 12 年に 54,680 人であったものが、平成 17 年には 53,968 人(増減率 1.3%)となっており、 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年には 51,827 人、平成 42 年には 44,647 人に減少するものと推計されています。

なお、人口推計については、同研究所の基礎数値が平成12年の国勢調査であることから、平成17年の国勢調査の年齢別人口が確定した時点で、再度、推計を行う予定です。



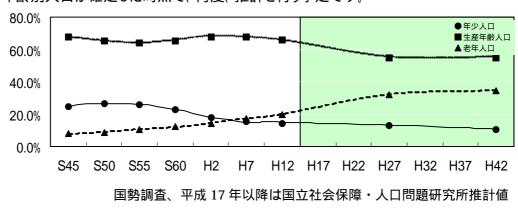
国勢調査、平成 22 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2)年齢別人口の構成

3区分別の年齢構成は、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)ともに減少傾向を示しているのに対して、老年人口(65歳以上)の比率は、昭和55年の10.5%から平成12年には19.9%と倍増し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成27年には32.3%と人口の3分の1を占めることが予測されております。

また、年少人口と老年人口の割合は平成27年には人口の半分を占めることなり、 生産年齢人口の負担が益々増加することが予測されています。

なお、人口推計と同様に年齢別人口の構成についても、平成 17 年の国勢調査の 年齢別人口が確定した時点で、再度、推計を行う予定です。



(3)世帯数

我が国における世帯数は、平成 12 年に 4,678 万世帯であったものが、平成 17 年に は 4,953 万世帯と 5.2%の増加となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 27年に 5,048 万世帯とピークを迎え、総人口から 9 年遅れて減少に転じ、平成 37 年には 4.964 万世帯になると推計されています。

また、平均世帯人員は、平成 12 年の 2.67 人から平成 17 年には 2.58 人に減少しており、同研究所によると平成 37 には 2.37 人へと縮小を続けますが、縮小の速度は次第に緩やかになると推測されています。

山口県では、平成 12 年に 58.2 万世帯 (1 世帯あたり 2.62 人) であったものが平成 17年の 59.1 万世帯 (1 世帯あたり 2.52 人) と1 .3%の増加となっていますが、同研究所によると、平成 17年をピークに減少に転じ、平成 37年には 53.9 万世帯となり、全国で最も早く減少に転じ、世帯人員は、平成 12年の 2.56 人から平成 37年には 2.28 人へと減少を続けると推計されています。

光市の世帯数は、山口県の傾向とは異なり、全国平均かそれ以上の増加傾向を示す ものと考えられ、世帯人員は引き続き減少傾向を示し、核家族化がさらに進行するもの と予測されます。

なお、世帯数については、現段階では市区町村別の推計がされていないため、平成 17年の国勢調査の年齢別人口が確定した時点で、推計を行う予定です。

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
世帯数	14,405	15,965	16,536	17,666	18,154	19,130	19,992	20,513
世帯当り人員	3.7	3.6	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6

国勢調査

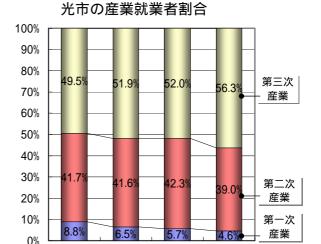
また、世帯主が65歳以上の世帯は、平成12年の1,114万世帯から、平成37年には1,843万世帯へと1.65倍となり、75歳以上の世帯は394万世帯から1,039万世帯へと2.64倍もの増加となると推計されています。

5 産業活動

光市の産業従業者数は、第1次・第2次産業従業者が減少し、第3次産業従業者が増加しています。

また、山口県内でも、第2次産業従業者の割合が高い状況にあり、臨海部の二大企業を中心とした第2次産業が基幹産業であること示しています。

しかしながら、設備の近代化等を背景として、第2次産業の雇用力が失われつつあり、第3次産業へのシフトが進んでいますが、近年では、その雇用力を第3次産業でカバーできていない状況となっています。



平成

7年

平成.

12年

産業就業者数の推移

平成

2年

昭和

60年

6 交通体系

本市における道路網の骨格は、市域を東西に走る国道 188 号が主要幹線道路となり、これが放射状に主要地方道及び一般県道が幹線道路として接続し、道路ネットワークを形成しています。市域に近接して山陽自動車道が通っており、熊毛ICは広域道路ネットワークの拠点となっています。

また、公共交通として、JR山陽本線が通っており、市内に、光駅・島田駅・岩田駅の3つの駅を有しています。

光市の交通体系



第2節 市民意識

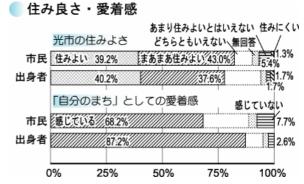
光市のまちづくりに関する市民の意識や要望を把握するとともに、総合計画策定のための基礎資料とするため、平成 17 年 8 月に 18 歳以上の市民を対象とした「市民アンケート」と外から見た光市のイメージ等を把握するための「光市出身者アンケート」を実施しました。

	配布数	有効配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
市民アンケート	3,000	2,993	1,146	38.3%
市民アンケート	3,000	2,984	1,090	36.5%
出身者アンケート	258	255	117	45.9%

1 住み良さ・愛着感

光市の住みよさについては、「住みよい」と「まあまあ住みよい」の回答を合わせると、市民が約82%、出身者が約78%と非常に高くなっています。

また、「自分のまち」としての愛着感を持っているのは、市民が約68%で、

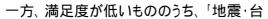


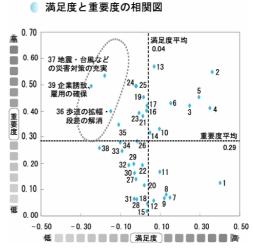
出身者では約87%もの高い比率を示しています。

2 市政の評価

市民アンケートでは、「顧客満足度調査」 の視点を取り入れ、各種施策に対する満足 度と重要度に関する調査を実施しました。

満足度が高いものは、「幹線道路の整備」、「ごみの収集・処理対策の充実」など、重要度が高いものは、「地域医療対策の充実」、「地震・台風などの災害対策の充実」、「企業誘致・雇用の確保」などとなっています。





風などの災害対策の充実」、「歩道の拡幅・段差の解消」、「企業誘致、雇用の確保」については、重要度が高くなっており、市民ニーズが高い施策であると考えられます。

また、重要度が低いもののうち、「市民団体やNPOなどの育成」、「在住外国人との交流や国際交流の推進」、「男女共同参画の推進」などについては、満足度、重要度とも「どちらともいえない」という回答が全体の 70%以上を占めています。こうした結果は、これらの施策に対する関心が低いことも影響しているものと考えられます。

	─ 満足度			■ 重 要 度		
	満足	どちらともいえな	い ■■不満	重要 どちらと	もいえない 🚃	重要でない
1. 幹線道路の整備	54.0%	32.1%	13.9%	35.6%	42.6%	21.8%
2. ごみの収集・処理対策の充実	52.2%	31.8%	16.0%	59.7%	37.9%	2.4%
3. 上下水道の整備	47.5%	29.7%	22.8%	53.2%	38.4%	8.49
基本健康診査の実施など健康づくりの推進	42.9%	49.3%	7.8%	47.6%	48.3%	4.1%
5. 消防・防災体制の充実	38.0%	53.6%	8.4%	54.7%	41.3%	4.0%
6. 資源のリサイクル対策の充実	30.0%	55.2%	14.8%	49.1%	48.2%	2.7%
7. スポーツの振興	20.7%	73.5%	5.8%	17.3%	73.8%	8.9%
8. 文化財の保存・活用		78.0%	4.5%	18.4%	73.3%	8.3%
9. 文化・芸術活動の振興	17.7%	76.6%	5.7%	17.2%	74.1%	8.7%
10. 地域の生活道路の維持・改修	36.3%	37.0%	26.7%	46.6%	41.2%	12.29
11. 生涯学習の充実	17.7%	74.3%	8.0%	26.6%	66.9%	6.5%
12. まち並み・景観の整備	25.8%	55.1%	19.1%	24.9%	56.6%	18.59
13. 地域医療対策の充実	29.1%	48.7%	22.2%	62.5%	35.5%	2.0%
14. 市政に関する情報提供や情報公開	20.4%	64.1%	15.5%	41.3%	55.4%	3.3%
15. 都市公園の整備	27.5%	48.3%	24.2%	26.4%	49.2%	24.4%
16. 子育て支援対策の充実	18.0%	67.1%	14.9%	49.2%	48.2%	2.6%
17. 交通安全対策の充実	17.8%	67.8%	14.4%	48.9%	48.5%	2.6%
18. 男女共同参画の推進	9.7%	84.0%	6.3%	16.2%	73.6%	10.2%
19. 学校教育の充実	15.7%	70.2%	14.1%	55.3%	42.5%	2.2%
0. 地域のコミュニティ活動に対する支援	9.3%	83.3%	7.4%	22.4%	70.3%	7.3%
21. 川や山などの自然環境の保全	20.6%	60.1%	19.3%	46.0%	50.1%	3.9%
22. 市政への市民参加の推進	11.9%	77.2%	10.9%	28.5%	66.8%	4.7%
23. 障害者福祉対策の充実	13.1%	73.2%	13.7%	48.0%	50.0%	2.0%
24. 防犯対策の充実	15.2%	67.3%	17.5%	56.8%	41.4%	1.8%
25. 高齢者福祉対策の充実	17.6%	62.8%	19.6%	57.2%	40.3%	2.5%
26. 生活に関する相談窓口の充実	13.3%	71.9%	14.8%	37.2%	59.4%	3.4%
27. 地域情報化 (IT化) の推進	8.1%	81.5%	10.4%	26.4%	65.1%	8.5%
28. 市民団体やNP0などの育成	5.9%	86.5%	7.6%	17.9%	73.0%	9.1
29. 観光の振興	13.0%	70.6%	16.4%	32.3%	60.1%	7.6%
30. 広域行政・広域連携の推進	9.1%	78.8%	12.1%	28.6%	64.4%	7.0%
1. 在住外国人との交流や国際交流の推進	5.5%	85.9%	8.6%	17.8%	73.3%	8.9
32. 農林水産業の振興	6.2%	81.8%	12.0%	31.6%	63.3%	5.1%
33. 地元中小企業の支援	6.6%	77.6%	15.8%	36.6%	60.0%	3.4%
34. 地場産業の振興	6.4%	77.1%	16.5%	40.5%	56.8%	2.7%
35. 健全な財政運営や行政改革の推進	9.9%	69.2%	20.9%	47.9%	48.3%	3.8%
36. 歩道の拡幅・段差の解消	20.2%	44.7%	35.1%	49.4%	43.1%	7.5%
37. 地震・台風などの災害対策の充実	9.0%	64.0%	27.0%	60.7%	38.2%	1.1%
38. バス交通網の整備	14.6%	50.3%	35.1%	39.1%	51.2%	9.79
39.企業誘致、雇用の確保	8.0%	59.2%	32.8%	60.6%	37.7%	1.7%

3 共創・協働のまちづくり

現在、まちづくり等の活動に参加している 方は市民の約 23%となっており、参加してい る活動分野としては、「ごみの減量化・リサイク ル」、「健康づくり活動」、「高齢者の支援」など が多くなっています。

これからまちづくり活動に参加したいという 方は、約45%となっており、活動したい分野と しては、現在活動している方が多い分野に加 え、「自然保護や環境の保全」などが多くなっ ています。

また、市民活動に取り組みやすくなるためには、「参加する時間の確保」、「いっしょに活動する仲間の確保」などが必要との回答が多くなっています。

一方、自治会活動等には、「いつも参加している」と「時々参加している」を合計すると全体の約61%が参加していると回答しています。

■ 現在のまちづくり活動への参加状況

	参加することができない 無回答
参加している	参加していない 参加していない
23.3%	61.1 % 12.9 %

●参加している活動分野(上位5位まで)

1	ごみの減量化・リサイクル	27.0 %
2	健康づくり活動	22.5 %
3	高齢者の支援	20.6 %
4	スポーツ活動への支援	19.5 %
5	まちの美化・緑化に関する分野	17.6 %

◯ これからのまちづくり活動への参加意向

参加したいと思わない 参加することができない

参加したいと思う 45.4%	22.3%	無回答 7.8 %
7 5		

● 参加したい活動分野(上位5位まで)

1	自然保護や環境の保全	34.6 %
2	ごみの減量化・リサイクル	33.3 %
3	高齢者の支援	32.3 %
4	健康づくり活動	28.8 %
5	まちの美化・緑化に関する分野	24.0 %

● 市民活動に取り組みやすくなるため に必要なこと(上位5位まで)

1	参加する時間の確保	40.1 %
2	いっしょに活動する仲間の確保	33.9 %
3	活動を一時的に体験できる場や参加する機会の確保	25.3 %
4	活動を必要とする人や施設の情報	22.2 %
5	NPOやボランティアの情報	12.3 %

なお、参加していない方の理由としては、「忙しく、参加する時間がない」が多いという 結果となっています。

第3節 時代の潮流(環境変化に対する基本的認識)

私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は分野を問わず大きく変化しています。

新市の進むべき方向性を明確にしていくためには、長期的な展望に立ちつつも、こうし た時代の潮流や環境の変化を的確に捉えながら、時代の要請に柔軟に対応していくことが 必要です。

このため、計画策定にあたっては、特に人々の生活や地域社会への影響といった観点か ら、計画全体を通して踏まえるべき環境変化に対する基本的な認識として、以下の8つを 掲げます。

1 人口減少と少子・高齢社会の到来

平成 17 年(2005 年)、遂に我が国の 総人口は減少に転じ、今後 100 年間で 半減し、昭和初期の水準になることが 予測されています。また、少子・高齢化 はさらに加速度的に進行しつつあり、

□65歳以上 1億2千万 口15~64歳 ■ 0~14歳 6千万

困難な状況となりつつあるなど、

国立社会保障・人口問題研究所推計値

社会全体に多大な影響と変化を及ぼすことが想定されます。

こうした時代にあって、現状を認識しつつも、将来を悲観するのではなく、新しい地域 社会のシステムを構築することにより、誰もが長寿を祝福できるまちづくり、そして、子ど もを産み育てることに夢や希望を持てるまちづくりを進めることが必要です。

2 共創・協働型社会への転換

多様化する市民ニーズへの的確な対応が求められる中で、行政主導による施策の立 案と事業の実施という従来型の行政運営では、市民が必要とする行政サービスの提供 や個別の課題の解決には一定の限界が生じてきています。

また、右肩上がりの成長の時代が終焉を迎えた今日、限られた財源とスリム化する行 政組織において、市民が必要とするサービスを永続的に提供していくためには、市民や 事業者と行政との相互理解と協力による「共創・協働型社会」へと転換していくことが最 も重要となっています。

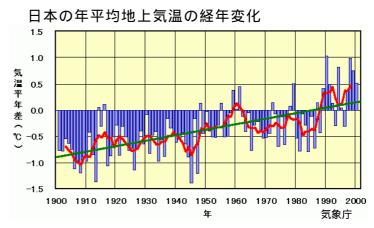
3 地方主権の確立と財政基盤の強化

少子高齢化が急速に進み、今後、税や社会保障に関する負担が増大せざるを得ない状況において、住民に最も身近な市町村には、自治や市民サービスに関して権限を持ち、その執行に責任を負う、「真の地方主権」を確立することが求められています。

そのためには、画一的な事業ではなく、政策に基づく地域独自の施策や事業を立案 していくための能力を育成していくとともに、事業を推進していくための裏付けとなる強 固な財政基盤を確立することが必要です。

4 環境や景観への取り組み

大量生産・大量消費・大量 廃棄という経済システムは、 地球温暖化など、地球規模 の環境破壊をもたらし、近年 では、ダイオキシンの発生や 環境ホルモン、アスベストな どの身近な環境問題も顕在 化してきています。



平年差:平均気温から平年値(30年間の平均値)を差し引いた値

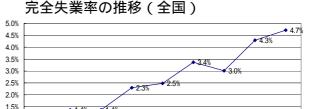
環境問題は、空間的な問題に留まらず、遠い将来の世代まで影響を残す時間的な問題を含有しており、人類の存続にも関わる重大な問題となっています。

また、経済優先の国土開発の結果、四季折々に変化する自然景観、地域の文化や 歴史とともに形成されてきた都市景観は、ごみの不法投棄、タバコの投げ捨て、放置自 転車など、社会的モラルの低下とも相俟って、美しさとは程遠い状況となっています。

こうした中、環境負荷を軽減し、循環型の社会システムを構築するとともに、良好な景観を再生し創出するための取り組みが必要であり、行政と市民、事業者とが互いに連携し、地域や家庭レベルで行動していくことが求められています。

5 産業経済基盤の強化と雇用の安定確保

我が国の経済は、企業部門を中心に回復傾向にあるものの、米国経済の減速や雇用・所得環境の改善の遅れによる需要の減少、原油の高騰による企業活動への影響など、先行き不透明な状況となっています。



国勢調査

また、人口減少と高齢化、金融・経

済活動のグローバル化や国際競争の激化などの大きな環境変化に直面しています。

1.0%

♦ 0.8%

特に、地方都市における雇用状況や中小企業の業況は依然として厳しく、雇用や消費の低迷に伴って、都市の活力の低下が懸念されており、産業構造の変化への対応と雇用の安定確保が求められています。

6 高度情報通信社会の到来

情報通信分野における技術革新はめざましく、パソコンや携帯電話はもとより、IT 家電の普及など、ユビキタスネット社会(あらゆる人や物がネットワークを通じて結びつく高度情報化社会)の到来が現実のものとなりつつあり、私たちの生活スタイルも大きく変化しています。

行政においても、国の「u Japan 戦略」に呼応して、情報基盤整備を進めるとともに、 市民サービスの向上や各種業務の効率化、電子申請など、「電子自治体」の構築へ向 けた取り組みが進んでいます。

こうした一方で、個人間の情報格差の増大や個人情報の漏洩、ネット犯罪の増加、システムに係る経費の増大など、新たな問題への対応が求められています。

7 安全と安心の確保

我が国は、その地形・地質・気候条件等から、自然災害が多発しやすく、また、狭い平野部に密集した都市形態を呈していることから、平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、巨大地震や台風などにより、人々の生命や財産に甚大な被害を受けてきました。

こうした自然災害は、その発生を防止することはできませんが、被害を軽減することは可能であり、いつどこでも起こりうる災害への備えを実践する「減災社会」の実現が求め

られています。

また、災害や犯罪、交通事故などを防止し、安全・安心な地域社会を創造していくためには、行政による「公助」のみならず、市民や地域の協力による「自助」、「共助」の取組みがますます重要となっています。

8 人生の価値観やライフスタイルの多様化

社会経済情勢の変化に伴って、人々の価値観は「心の豊かさ」への志向が強まっており、個人や家族の幸せを求める意識が強まる一方で、人々のライフスタイルも個性化と多様化が進んでいます。

また、団塊の世代に代表される活力あるシニア世代が第2のライフステージへと、その活動の場を転換することによって、地域やボランティア活動が活発化する一方で、個人主義の台頭により、他人への無関心や住民間のトラブル、複雑な背景を持つ事件の増加が懸念されており、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。

第4節 光市の課題と潜在力

光市の将来を考えるにあたっては、新市の持つ「弱み」と「強み」を客観的に把握することが大切です。

このため、地域固有の課題に加えて、地域の有位性や潜在的な可能性を以下のとおり整理し、最も光市に相応しいまちづくりを進めていく必要があります。

1 地域固有の課題

(1) 分散型の都市構造(都市空間の再構築と一体感の醸成)

本市は、都市形成の歴史的条件や地理的制約により、中心的な市街地が無い、 分散型の都市構造を呈しています。また一方では、自然環境の豊かな地域や、歴史・文化の息づく地域、駅を中心とした地域など、多様な個性と魅力あふれる地域が 形成されています。

このため、画一的な整備を進めるのではなく、地域の個性を伸張するような地域づくりを進めるとともに、地域の連携による相互補完や交流の促進などにより、総合力としての都市のポテンシャルを高めていくことが必要です。

また、住民の一体感の早期醸成を図るためにも、移動に要する時間の短縮が課題となっており、交通基盤と交通手段の両面から、効果的な対策を進めていくことが必要です。

(2) 人口減少下における施設の統廃合(行政施設の再編期の到来)

本市は、高度経済成長期を中心に、豊富な財源を背景として、各種の公共施設の整備を進めてきた結果、公共施設の整備水準は県下でもトップクラスを誇っています。また、合併により誕生した本市では、2つの総合病院をはじめ、教育、文化、スポーツ施設を中心に、多くの施設が重複しているとともに、児童・生徒の減少に伴う幼保一元化等も課題となっています。

こうした施設は、市民サービスの向上に大きく寄与してきましたが、人口減少が現実のものとなった今日、施設の維持・管理に係る経常経費の割合は増加し、市財政はもとより、市民負担の大幅な増加が懸念されており、一元化や統廃合も視野に入れた施設の再編が求められています。

(3) 地域経済の活性化による都市再生

本市は、2大企業を中心に県内屈指の近代的産業都市として発展し、周防や大和工業団地、ひかりソフトパークの開発など、新たな産業の創出を進めてきました。

しかしながら、長引く不況や経済のグローバル化を背景として、地域産業の担い 手である中小企業を取り巻く環境は極めて厳しく、また、消費の低迷も顕在化しており、地域全体の活力の低下が懸念されています。

このため、2大企業の一層の振興に加えて、既存産業の高度化や次世代産業の育成、地産地消の促進等による第 1 次産業も含めた、新たなビジネスチャンスの育成や支援、UJIターンへの受け皿づくりを進め、新たな雇用の創出と地域経済全体の活性化を図ることが求められています。

(4) 財政構造の転換

バブル経済崩壊後の経済対策として、公共事業を中心とした財政出動が行われた結果、国、地方を問わず長期債務が累積し、この解消が大きな課題となってきました。このため、経済社会の構造改革が急務となり、三位一体の改革など国と地方の財政システムの見直しが進められ、地方財政の国への依存体質からの脱却が求められています。

本市においては、法人関係税に依存する歳入構造、整備水準の高い施設の維持管理経費や起債償還費、少子高齢化の進行に伴う扶助費の増嵩などの財政構造上の特色を有していることから、事務事業の選択と集中を図りながら、公民の役割分担のもとで、新たな行政需要に対応できる、持続可能な財政構造への転換を推進することが求められています。

(5) 新たな連携策の模索

地方分権一括法の施行や三位一体改革の推進に伴い、国や県と市町村の関係は「対等・協力」へと変化し、市町村には基礎的自治体として自主性と自立力の強化が求められるとともに、厳しい財政状況の中で、市域を越える自然環境の保全やごみ処理、都市基盤の整備など、多様な市民要望に応えるためにも近隣市町村との協力と連携が必要となってきています。

また、光市と同様に県内・全国において市町村の再編が進むとともに、国主導、公

共投資牽引型の「全国総合開発計画」が廃止され、地方の独自性を活かした「国土 形成計画(平成 19 年度)」へと大き〈転換され、全国を 10 圏域程度に分割した「広域 地方計画(平成 20 年度)」を策定することになります。

こうした状況に加えて、道州制をはじめ国や地方との関係や広域行政圏のあり方など、大きな変革の中で、各種の課題に対応していくためにも、国や山口県との関係も含めて、近隣自治体や関係機関との新たな関係を築いていくことが求められています。

2 有位性と可能性

前述のように、社会経済情勢が刻々と変化する中、本市を取り巻く環境は、非常に厳しい状況ですが、本市の自然や歴史・文化、そして、着実に歩み続けてきたまちづくりを踏まえると、将来の展望を開いていくための大きな潜在力を秘めた都市といえます。

その有位性と可能性は以下のとおりであり、こうしたものを将来への足がかりとして、 総合計画を策定し、新たなまちづくりを推進していきます。

(1) 自然と共生するまち

光市は、白砂青松の瀬戸内海国立公園や幽玄な石城山県立自然公園に囲まれ、 市内には、豊富な水をたたえる島田川や田布施川など、海・山・川からなる水と緑の 自然豊かな地域環境を有しています。

また、貴重な動植物も多く、室積半島の峨嵋山樹林やクサフグ産卵地、牛島のモクゲンジ群生地等は天然記念物に指定されるとともに、春には梅・桜・ツツジ・シャクナゲ、夏の訪れとともに咲くアジサイ、秋にはモクセイ・イチョウなど、四季折々にまちを彩る花々をはじめとした美しい自然の風物にふれることができます。

これらの貴重で美しい自然環境は、人々の生活にも多大な恵みを与えており、光 市民共通の財産として、自然と共生した都市景観や人々の生存空間の創出に欠か せない大きなポテンシャルを秘めています。

市の木・市の花



市の木 クロマツ



市の花 ウメ

(2) 豊かな歴史と文化が息づくまち

光市は、豊かな自然環境に加え、史跡や文化財、歴史的な寺社など、豊富な地域資源を有しており、石城山には、国指定重要文化財である石城神社や国指定史跡の神籠石など多くの歴史資源が現存し、瀬戸内の海運の要衝として栄えた室積には、普賢寺や古い町並みが残る海商通りがあり、往時の面影を今に残しています。

また、島田人形浄瑠璃芝居や早長八幡宮祭礼の山車・踊山、石城太鼓や東荷神舞などの地域文化を伝える伝統芸能も大切に保存・継承されており、希薄化が進む地域社会の中で、地域住民の繋がりに大き〈寄与してきました。

これらの貴重な史跡や地域固有の伝統・文化は、地域の個性やアイデンティティの形成につながる貴重な資源であり、地域への郷土愛や誇りに結びついており、人口減少社会における、地域づくりへの大きな原動力となることが期待されています。

(3) 充実した都市基盤とコンパクトなまち

光市は、3 つの駅を持つJR山陽本線や幹線道路等の交通網をはじめ、県下有数の情報通信基盤や教育・文化施設、2 つの公立病院を中心とした保健・医療・福祉施設など、快適な居住環境を支える良質な都市基盤が整備されています。

さらに、温暖な気候や海・山・川を中心とした豊かな自然環境、風光明媚な美しい 景観に恵まれた住環境が整っており、都市機能と自然環境がコンパクトに調和した 住みよいまちであることがまちの大きな魅力となっています。

こうした充実した都市基盤と自然が調和した良好な居住環境は、職住近接型の都市として発展していく大きな可能性を有しています。

(4) 子育てに優しいまち

本市では全国でも先進的な「おっぱい都市宣言」を柱として、母乳育児に留まらず健やかな子どもを産み育て、そしていつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めています。特に、乳児保育、延長保育、病後児保育等の子育て支援をはじめ、おもちゃネットの開設や小学校を利用した学童保育などの環境づくりに加えて、あいぱーく光等を拠点に子育てサークルなどの市民活動も活発に行われています。

今後の少子化社会において、子どもを健やかに安心して育てることのできるまちづくりの必要性が高まる中、先進的な子育てモデル都市として発展できる大きな可能性を有しています。

(5) 人に優しいぬくもりのあるまち

本市は、2 つの公立病院やあいぱーく光をはじめ、介護保険施設や在宅介護支援センター、温泉のある憩いの家など、多くの施設が整備されており、保健・医療・福

祉サービスが充実しているのが特徴です。

また、ボランティア活動や地域活動も活発で、地域コミュニティをベースとして、市 民が共に助け合い、安心して自立的な生活を送ることのできる、すべての人にやさし いまちであると言えます。

こうした高いサービス基盤や地域コミュニティは、今後の超高齢社会において、誰 もが安心して元気に暮らし続けることができる人に優しいのぬくもりのある都市として 発展していく可能性を有しています。

(6) 新たな都市として未来を築きはじめたまち

長年にわたる念願であった合併を果たし、一つのまちとして、新たな歩みを始めた 今、人々の心の中には、新たなまちづくりへの夢や意欲に満ち溢れています。

両市町がこれまで歩んできた歴史やまちづくりを背景として、新「光市」として未来を築いていくための市民の情熱や力は何よりも貴重で大きな可能性を秘めています。

第5節 新市建設計画との関係

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、平成 16 年 4 月に光市・大和町合併協議会において策定された新市建設計画は、合併後の 10 年間における新しいまちづくりの指針を示すとともに、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となるものであることから、特に合併時に必要な主要事業等について記載したもので、全ての施策を網羅した計画とはなっていません。

このため、総合計画の策定にあたっては、新市建設計画の理念を継承するとともに、新たな課題やニーズを踏まえつつ、より総合的な観点から策定するものです。

(1)新市の基本方向に関する整合性の確保

新市の将来像など、新市の基本方向に関する計画内容については、基本構想の 検討に際して、その整合性に留意します。

(2)主要事業に関する整合性の確保

主要事業については、基本計画の検討に際して、その整合性に留意しつつも、社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえながら、総合計画に反映していくものとします。

(3)住民の期待や懸念事項等に留意した計画の検討

合併協議会をはじめ、新市の実現に至る貴重な議論の積み重ねを十分に生かしながら、合併時の期待や不安等に十分留意した計画の検討を進めるものとします。